

秋田県公安委員会告示第23号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年3月31日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

1 開催日時、場所

開催日時	開催場所
令和8年5月24日（日） 午前9時30分から午後4時30分まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第1研修室
令和8年6月28日（日） 午前9時30分から午後4時30分まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第1研修室
令和8年8月23日（日） 午前9時30分から午後4時30分まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第1研修室
令和8年9月13日（日） 午前9時30分から午後4時30分まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第1研修室
令和9年3月7日（日） 午前9時30分から午後4時30分まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第1研修室

2 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて4時間実施する。

3 受講定員

30人

4 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書 1通
- (2) 写真 1枚

受講申込み前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが、縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のものとする。

5 受講申込み等

- (1) 受講申込書の交付

各受付場所において交付する。

- (2) 受付期間

令和8年4月13日（月）から受付を開始し、日曜日、土曜日及び祝日を除き、上記各開催日の10日前までの午前9時から午後4時までとする。ただし、定員30人で締め切る。

- (3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

6 講習手数料

6,900円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙又はキャッシュレス決済により納付すること。

7 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3053～3055）又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。